

大阪市下水道条例の一部を改正する条例案

大阪市下水道条例（昭和35年大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「ついて別表の範囲内で市長の」を「つき別表第1に」に、「100分の105」を「100分の108」に改め、同条第2項中「市長の定める基準」を「次に掲げる基準のいずれか」に、「当該汚水の水質に応じて、1月1立方メートルにつき733円以内で市長の定める金額に100分の105」を「1月につき別表第2汚水1リットル中の生物化学的酸素要求量若しくは化学的酸素要求量又は浮遊物質量の欄に掲げる水質区分に応じ同表の生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量に応じた汚水1立方メートル当たりの使用料の欄に定める金額及び浮遊物質量に応じた汚水1立方メートル当たりの使用料の欄に定める金額の合計額に当該汚水の水量を乗じて得た額に100分の108」に改め、同項ただし書中「市長の定める水量」を「1月につき1,250立方メートル」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に200ミリグラム
- (2) 化学的酸素要求量 1リットルにつき200ミリグラム
- (3) 浮遊物質量 1リットルにつき200ミリグラム

第11条第3項第1号中「別表」を「別表第1基本額の欄に定める水量区分」に、「の2分の1とし」を「をそれぞれ2分の1として」に、「同表に定める超過額の」を「同表超過額1立方メートルにつきの欄に定める」に、「算定する」を「、それぞれ算定する」に改め、同条第4項中「市長が」を「市規則で」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（使用開始等の届出がない場合の使用料）

第11条の2 公共下水道の使用の中止又は廃止の届出のないときは、1月の使用料の基本額を徴収する。

2 井河水その他上水以外の水を使用する場合においてその使用開始又は中止若しくは廃止の届出がないときの使用料は、市長が認定する。

第12条の2の次に次の1条を加える。

(使用料の計算)

第12条の3 上水又は工業用水を使用する場合の使用料の計算は、上水道使用料金又は工業用水道使用料金の月計算の例による。

2 水道メーター点検例日を変更したため、1月の使用日数が15日以内となるときの基本額は、別表第1基本額の欄に定める水量区分の水量及び基本額をそれぞれ2分の1として、超過額は、同表超過額1立方メートルにつきの欄に定める水量区分の水量を2分の1として、それぞれ算定する。

3 水道メーター点検例日を変更したときの第11条第2項の規定による使用料については、その月の上水又は工業用水の使用水量を日割計算して、1月に換算した水量に井河水その他の使用水量を加算した水量が1,250立方メートル以上の場合にのみ徴収する。

第18条第5項中「1,100円以内で市長の定める」を「1,100円の」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、同条第2項中「市長の」を「市規則で」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるときは、前項の許可を行わないものとする。

3 市長は、第1項の許可に下水道の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

第18条に次の1項を加える。

8 市長は、必要があると認めるときは、第2項に該当する事由の有無について、大

阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

第20条中「占用の」を「下水道の敷地の占用の」に、「市長の定めるところにより」を「別表第3に定める」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、占用料の額が1件につき100円未満のときは100円とする。

第20条に次の3項を加える。

- 2 前項の規定により算定した建築物に係る占用料の額が、当該建築物を別表第3に規定するその他の工作物とみなして算定した占用料の額（以下この項において「工作物占用料相当額」という。）に満たないときは、前項の規定にかかわらず、工作物占用料相当額を当該建築物に係る占用料の額とする。
- 3 排水施設の占用の許可を受けた者は、別表第4に定める金額に100分の108を乗じて得た額を占用料として納付しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、占用料の算定方法は、市規則で定める。

第30条中「ついて」を「関し」に、「市長が」を「市規則で」に改め、同条を第31条とする。

第29条第1項第5号中「第18条第3項」を「第18条第5項」に改め、同条を第30条とし、第28条の次に次の1条を加える。

（占用料等の還付）

第29条 既納の占用料及び手数料は、還付しない。ただし、許可を受けて占用の目的、区域若しくは期間を変更したことにより、占用料が過納となつたとき又は本市の都合により占用の許可を取り消したときその他市長において正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

別表中「ついて」を「つき」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次のように加える。

別表第 2 (第11条関係)

汚水 1 リットル中の生物化学的酸素要求量若しくは化学的酸素要求量又は浮遊物質量	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量に応じた汚水 1 立方メートル当たりの使用料	浮遊物質量に応じた汚水 1 立方メートル当たりの使用料
200ミリグラムを超え300ミリグラムまで	17円	18円
300ミリグラムを超え450ミリグラムまで	37円	44円
450ミリグラムを超え600ミリグラムまで	60円	72円
600ミリグラムを超え850ミリグラムまで	90円	110円
850ミリグラムを超え1,100ミリグラムまで	128円	158円
1,100ミリグラムを超え1,350ミリグラムまで	167円	206円
1,350ミリグラムを超え1,600ミリグラムまで	205円	253円
1,600ミリグラムを超え1,850ミリグラムまで	243円	301円
1,850ミリグラムを超え2,100ミリグラムまで	281円	349円
2,100ミリグラムを超え2,600ミリグラムまで	323円	410円

備考

- 1 生物化学的酸素要求量は、5日間における数値とする。
- 2 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量に応じた汚水 1 立方メートル当たりの使用料は、生物化学的酸素要求量に係るこの表の汚水 1 リットル中の生物化学的酸素要求量若しくは化学的酸素要求量又は浮遊物質量の欄に掲げる水質区分に応じた金額又は化学的酸素要求量に係る同欄に掲げる水質区分に応じた金額のうちいずれか大きい方の金額とする。

別表第3（第20条関係）

占用物件		単位	占用料		
			等級		
			1等	2等	
第1種電柱並びにその支柱及び支線柱		1本につき1年	3,500円		
第2種電柱並びにその支柱及び支線柱			5,400円		
第3種電柱並びにその支柱及び支線柱			7,300円		
第1種電話柱並びにその支柱及び支線柱			3,100円		
第2種電話柱並びにその支柱及び支線柱			5,000円		
第3種電話柱並びにその支柱及び支線柱			6,900円		
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル につき1年	20円		
地下電線その他地下に設ける線類			10円		
公衆電話所		1個につき1年	6,300円		
郵便差出箱及び信書便差出箱			2,600円		
電らん 及び埋 設管類	管路	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル につき1年	130円	
		外径が0.07メートル以上0.1 メートル未満のもの		190円	
		外径が0.1メートル以上0.15 メートル未満のもの		280円	
		外径が0.15メートル以上0.2 メートル未満のもの		380円	

		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		560円	
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		750円	
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,300円	
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,900円	
		外径が1メートル以上のもの		3,800円	
		その他のもの	占有面積1平方メートルにつき 1年	1,900円	
通路、板囲その他これらに類するもの	工事中		占有面積1平方メートルにつき 1月	940円	630円
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき 1年	4,200円	2,800円
建築物				近傍類似の土地の時価に0.012を乗じて得た額	
その他の工作物				10,800円	7,200円

備考

- 1 占有料の等級は、地価等を勘案して市長が定める。
- 2 この表における「第1種電柱」、「第2種電柱」、「第3種電柱」、「第1種電

話柱」、「第2種電話柱」、「第3種電話柱」又は「共架電線」の意義は、大阪市道路占用料条例（昭和28年大阪市条例第16号）別表備考に定めるところによる。

別表第4（第20条関係）

占用物件	単位	占用料
電線及び第18条第4項の公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして市規則で定めるもの	長さ1メートルにつき1年	1,126円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の公共下水道の使用のうち社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第5条第2項の規定の適用を受けるものに係るこの条例による改正後の大阪市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）第11条第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「100分の108」とあるのは「100分の105」とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける場合を除くほか、上水を使用する場合における公共下水道の使用に係る使用料について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により市長がその算定及び徴収に関する事務を大阪市水道局長に委任している場合にあつては、改正後の条例第11条第1項及び第2項の規定は、平成26年5月1日以後に行う水道メーターの点検に係る水量に基づき算定する公共下水道の使用に係る使用料について適用し、同日前に行う水道メーターの点検に係る水量に

基づき算定する公共下水道の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 4 改正後の条例第20条第3項の規定は、施行日以後の占用許可期間中の占用料について適用し、施行日前の占用許可期間中の占用料の額については、なお従前の例による。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪府副市長 村上 龍一

説 明

下水道使用料及び排水施設の占用に係る占用料を改定し、暴力団の利益になる下水道の敷地又は排水施設の占用を許可しないこととするとともに、下水道使用料等に関する規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市下水道条例 (抄)

(使用料)

第11条 公共下水道の供用を開始したときは、下水を排除すべき区域を公示した区域内の利用者から、1月について別表の範囲内で市長の定める金額に $\frac{100分の105}{100分の108}$ を乗じて得た額を使用料と

つき別表第1に
して徴収する。

2 市長の定める基準のいずれかを超える水質の汚水を排除する場合は、当該汚水の水質に応じ
次に掲げる 1月につき別表第2汚

て、1月1立方メートルにつき733円以内で市長の定める金額
水1リットル中の生物化学的酸素要求量若しくは化学的酸素要求量又は浮遊物質量の欄に掲げ

る水質区分に応じ同表の生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量に応じた汚水1立方メー
トル当たりの使用料の欄に定める金額及び浮遊物質量に応じた汚水1立方メートル当たりの使

用料の欄に定める金額の合計額に当該汚水の水量を乗じて得た額
に $\frac{100分の105}{100分の108}$ を乗じて得た額

を前項の使用料に加算して徴収する。ただし、汚水の排出量が市長の定める水量
1月につき1,250立方メートル

に満たない場合は、この限りでない。

(1) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に200ミリグラム

(2) 化学的酸素要求量 1リットルにつき200ミリグラム

(3) 浮遊物質 1リットルにつき200ミリグラム

3 使用料算定の基準となる月の途中で公共下水道の使用を開始し、中止し、又は廃止したとき
の使用料の算定は、次のとおりとする。

(1) 使用日数15日以内のもの基本額は、別表 の水量及び基
別表第1基本額の欄に定める水量区分

本額の 2分の1とし、超過額は、同表に定める超過額の
をそれぞれ して 同表超過額1立方メートルにつきの欄に定める

水量区分の水量を2分の1として、それぞれ算定する。

(2) 省 略

4 前3項の規定により算定した使用料に1円未満の端数金額があるときの端数計算については、

市長が定める。
市規則で

(使用開始等の届出がない場合の使用料)

第11条の2 公共下水道の使用の中止又は廃止の届出のないときは、1月の使用料の基本額を徴収する。

2 井河水その他上水以外の水を使用する場合においてその使用開始又は中止若しくは廃止の届出がないときの使用料は、市長が認定する。

(測定のための装置の設置)

第12条の2 省略

(使用料の計算)

第12条の3 上水又は工業用水を使用する場合の使用料の計算は、上水道使用料金又は工業用水道使用料金の月計算の例による。

2 水道メーター点検例日を変更したため、1月の使用日数が15日以内となるときの基本額は、別表第1基本額の欄に定める水量区分の水量及び基本額をそれぞれ2分の1として、超過額は、同表超過額1立方メートルにつきの欄に定める水量区分の水量を2分の1として、それぞれ算定する。

3 水道メーター点検例日を変更したときの第11条第2項の規定による使用料については、その月の上水又は工業用水の使用水量を日割計算して、1月に換算した水量に井河水その他の使用水量を加算した水量が1,250立方メートル以上の場合にのみ徴収する。

(占用の許可)

第18条 省略

2 市長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるときは、前項の許可を行わないものとする。

3 市長は、第1項の許可に下水道の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

$\frac{2}{4}$ 市長は、公共下水道の排水施設の暗渠^{きよ}である構造の部分については、排水施設を固着して設

ける場合、あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠^{きよ}を設ける場合及び国、地方公共団体、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者その他市長の定める者が設置する電線その他公共下水道の管理上著

市規則で

しい支障を及ぼすおそれのないものとして市長の定めるものを固着し、若しくは突出し、又

市規則で

はこれを横断し、若しくは縦断して設ける場合を除き、前項の占用を許可しないものとする。
第1項

3-4 省 略
5 6

5 下水道の敷地の占有に係る許可の申請に際しては、1件につき1,100円以内で市長の定める
7 の

調査手数料を納付しなければならない。

8 市長は、必要があると認めるときは、第2項に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(占用料)

第20条 下水道の敷地の占有の許可を受けた者は、市長の定めるところにより占用料を納付しな
別表第3に定める

なければならない。ただし、占用料の額が1件につき100円未満のときは100円とする。

2 前項の規定により算定した建築物に係る占用料の額が、当該建築物を別表第3に規定するその他の工作物とみなして算定した占用料の額（以下この項において「工作物占用料相当額」という。）に満たないときは、前項の規定にかかわらず、工作物占用料相当額を当該建築物に係る占用料の額とする。

3 排水施設の占有の許可を受けた者は、別表第4に定める金額に100分の108を乗じて得た額を占用料として納付しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、占用料の算定方法は、市規則で定める。

(使用料等の減免)

第28条 省 略

(占用料等の還付)

第29条 既納の占用料及び手数料は、還付しない。ただし、許可を受けて占有の目的、区域若しくは期間を変更したことにより、占用料が過納となつたとき又は本市の都合により占有の許可を取り消したときその他市長において正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(過 料)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

第30条

(1)-(4) 省 略

(5) 第18条第3項の規定に違反して無断で下水道の敷地又は排水施設を占有した者又は第22条
第5項

第1項第1号若しくは第2号に規定する行為をした者

2 省 略

(施行の細目)

第30条 この条例の施行について必要な事項は、市長が 定める。

第31条 関し 市規則で

別表 (第11条関係)

別表第1

種別	基本額	超過額1立方メートルについて つき
省 略	省 略	省 略

別表第2－別表第4 省 略